第7号様式記載の手引

欄等	記載のしかた	留 意 事 項
1 用途等	この明細書は、控除対象所得税額等相当額及び個別控除 対象所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする 場合に記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の 更正請求書に添付してください。	
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
3 「政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の従業者数を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。	道を項り、以い道るをを定といいます。 関第9書るは所所際当算項算のる下 展第9書のは所所際当算項算のる下 関第の条の規法事等在にすす本する注 大は、いい道るをを定といいよ、計す ですり、以い道るをを定といいよ、計す。 は、以い道るをを定といいよ、計す。 は、以い道るをを定といいま。 といいよ、計す。 は、は、は、はにはでます。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
4 「所得税等の額①」	法人税の明細書(別表17(3の12)付表)の5の欄の金額を記載します。	7.0
5 「控除対象所得税額 等相当額又は個別控 除対象所得税額等相 当額②」	法人税の明細書(別表17(3の12)付表)の31の欄の金 額を記載します。	
6 「法人税の控除額 ③」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表17(3の12))の11の欄の金額を記載します。	
7 「地方法人税の控除 額④」	連結申告法人以外の法人にあっては地方法人税の申告書(別表1)の8の欄の金額を、連結申告法人にあっては地方法人税の明細書(別表2付表)の12の欄の金額を記載します。	
8 「各都道府県ごとに 控除する金額の明細」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の従業者数を政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の従業者数を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) 都道府県ごとの⑨の欄の計算は⑧の欄の金額を各都道府県ごとに従業者数又は補正後の従業者数により按分して行うます。この場合において、当該算定した控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨	

欄等	記 載 の し か た	留	意	事	項
	てた金額を記載します。				
	(3) ⑩の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分				
	又は連結事業年度分の法人税割額(第6号様式の⑦の欄				
	に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨て				
	る前の金額) から特定寄附金税額控除額(第6号様式の				
	⑧の欄)の金額を控除した金額を記載します。				